

## 東浦町新規就農者育成総合対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経営発展のための機械、施設等の導入等を支援するとともに、経営開始資金を交付することにより、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため交付する東浦町新規就農者育成総合対策補助金（以下「補助金」という。）に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 経営発展支援事業に係る補助金（以下「経営発展支援事業費補助金」という。）の交付対象者は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「育成総合対策実施要綱」という。）別記1第5-1の1の要件を満たす者とする。

2 初期投資促進タイプに係る補助金（以下「初期投資促進事業補助金」という。）の交付対象者は、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急円滑化対策実施要綱」という。）別記2第5のIIの1の要件を満たす者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合であって、申請日の属する年度以前に経営開始している農業者が当該法人の役員に1名でも存在するときは、当該法人の他の役員も経営発展支援事業費補助金及び初期投資促進事業補助金の交付の対象としない。

4 経営開始資金に係る補助金（以下「経営開始資金補助金」という。）の交付対象者は、育成総合対策実施要綱別記2第5の2（1）の要件を満たす者とする。

5 前項の規定にかかわらず、複数の青年就農者で農業法人を設立し、共同経営する場合であって、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記1農業次世代人材投資事業又は現に経営開始資金補助金の交付を受けている場合にあつては、その3年度目を超えている農業者）が当該法人の役員に1名でも存在するときは、当該法人の他の役員も経営開始資金補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 経営発展支援事業補助金の補助対象経費は、育成総合対策実施要綱別記1第5-1の2の助成対象に係る事業に必要な経費とする。

2 初期投資促進事業補助金の補助対象経費は、緊急円滑化対策実施要綱別記2第5のIIの2の助成対象に係る事業に必要な経費とする。

(補助金の額)

第5条 経営発展支援事業費補助金及び初期投資促進事業補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額（整備等の内容ごとにそれぞれ1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）以内において、予算の範囲内で町長が定め

る額とする。ただし、補助対象経費の上限額は次のとおりとする。

- (1) 1,000万円（経営開始資金補助金の交付対象者の場合にあっては、500万円）
- (2) 夫婦で農業経営を開始し、次の要件を満たす場合にあっては、夫婦合わせて前号の額に1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）
  - ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
  - イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
  - ウ 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等（育成総合対策実施要綱別記1第5-1の1（6）又は緊急円滑化対策実施要綱別記2第5のIIの1（6）に規定する目標地図に位置づけられた者等をいう。以下同じ。）となること。
- (3) 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合にあっては、当該青年就農者（当該農業法人及び当該青年就農者それぞれが目標地図に位置づけられた者等に限る。）のそれぞれに対して第1号の額

2 経営開始資金補助金の額は、次の各号に定める額以内において、予算の範囲内で町長が定める額とする。

- (1) 交付期間1月につき1人あたり12.5万円
- (2) 夫婦で農業経営を開始し、次の要件を満たす場合にあっては、交付期間1月につき夫婦合わせて、前号の額に1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）
  - ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
  - イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
  - ウ 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。
- (3) 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合にあっては、当該青年就農者（当該農業法人及び当該青年就農者それぞれが目標地図に位置づけられた者等に限る。）に交付期間1月につきそれぞれ第1号の額  
（補助金の交付期間）

第6条 経営開始資金補助金の交付期間は、最長3年間（経営開始後3年度目分まで）とする。

（事前着手）

第7条 経営発展支援事業費補助金又は初期投資促進事業補助金の交付対象者は、当該補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、交付決定前着手届（様式第1）を提出するものとする。この場合において、町長は、交付決定前の着手について条件を付することができる。

2 町長は、前項に規定する交付決定前着手届の提出があったときは、愛知県に対し、その旨を届け出るものとする。

（補助金の交付の停止）

第8条 町長は、経営開始資金補助金の交付対象者が育成総合対策実施要綱別記2第5の2の(3)に掲げる事項に該当する場合は、経営開始資金補助金の交付を停止するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、経営開始資金補助金の交付対象者が育成総合対策実施要綱別記2第5の2(4)の要件に該当する場合は、当該補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(計画等の承認の通知)

第10条 次の各号に掲げる計画等の承認に係る通知は、承認書(様式第2)により行うものとする。

- (1) 育成総合対策実施要綱別記1第6の1の交付対象者事業計画
- (2) 緊急円滑化対策実施要綱別記2第6の1の交付対象者事業計画
- (3) 育成総合対策実施要綱別記2第6の1(1)の研修計画及び第6の2(1)の青年等就農計画等

(実績報告)

第11条 次の各号に掲げる補助金の交付決定を受けた者が行う規則第12条の規定に基づく実績報告は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 経営発展支援事業費補助金 実施要綱別記1第6の4の実績報告兼助成金支払請求書及び第6の5の就農状況報告
- (2) 初期投資促進事業補助金 緊急円滑化対策実施要綱別記2第6の4の実績報告兼助成金支払請求書及び第6の5の就農状況報告等
- (3) 経営開始資金補助金 実施要綱別記2第6の2(6)アの就農状況報告  
(交付の申請、交付の決定等)

第12条 第2条から前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げる補助金の交付の申請、交付の決定等については、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 経営発展支援事業費補助金 実施要綱別記1第6及び第8
- (2) 初期投資促進事業補助金 緊急円滑化対策実施要綱別記2第6及び第8
- (3) 経営開始資金補助金 育成総合対策実施要綱別記2第6及び第7

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月21日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東浦町新規就農者育成総合対策補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされる申請について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月7日から施行する。

様式第1（第7条関係）

交付決定前着手届

年 月 日

東浦町長

住所  
法人名及び代表者氏名  
(個人の場合は氏名)

事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了知願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
		うち補助金			

様式第2（第10条関係）

承認書

第 年 月 日  
号

様

東浦町長

年 月 日付けで承認申請のあった  
について承認します。